

高度人材ポイント計算書

高度人材対象者氏名

合計
ポイント

1 条件

(1) 最終学歴・学位

学位	該当に○
博士	
修士(MBA/MOT)	
修士(それ以外)	

「学位取得証明書」等(写し)の添付をお願いします

(2) 資格

基準	対象	該当に○
仕事に関連する日本の国家資格を持っている	弁護士、公認会計士、税理士、医師などの「業務独占資格」、「名称独占資格」が該当し、保持するだけでなく申請時点において仕事で実際に使っていること	
仕事に関連するIT資格を持っている	IT告示(正式名称:「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件(平成25年法務省告示第437号)」)に規定される資格	
仕事に関連する外国の資格を持っている	出入国在留管理庁による「高度人材ポイント制の加点対象となる外国の資格、表彰等一覧」に規定される資格	

(3) 年収

年収額	該当に○
300万円以上	
300万円未満	

2 基準表

(1) 最終学歴・学位

学位	ポイント	該当に○
博士	30点	
修士(MBA/MOT)	25点	
修士(それ以外)	20点	

 ポイントを入力⇒
以下、同じ

ポイント

(1)-① 学歴・学位加算

条件	ポイント	該当に○
複数の博士・修士の学位を持っている	5点	
世界大学ランキング300位以内の大学・大学院を卒業している	10点	
スーパーグローバル大学(文部科学省)として指定されている大学を卒業		
イノベティブ・アジア事業(外務省)のパートナー大学を卒業		

「学位取得証明書」「卒業証明書」等(写し)の添付をお願いします

ポイント

(2) 過去の職歴

実務経験の年数	ポイント	該当に○
10年以上	20点	
7年以上～10年未満	15点	

5年以上～7年未満	10点	
3年以上～5年未満	5点	
2年以下	0点	

ポイント

(3) 年収（該当の点数を○で囲む）

年収額	29歳以下	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳以上
1,000万円以上	40点	40点	40点	40点
900万円～	35点	35点	35点	35点
800万円～	30点	30点	30点	30点
700万円～	25点	25点	25点	0点
600万円～	20点	20点	20点	0点
500万円～	15点	15点	0点	0点
400万円～	10点	0点	0点	0点
300万円～	0点	0点	0点	0点
300万円未満	高度人材とは認められません			

ポイント

(4) 申請時の年齢

年齢区分	ポイント	該当に○
30歳未満	15点	
30歳～34歳	10点	
35歳～39歳	5点	
40歳以上	0点	

ポイント

(5) 研究実績

基準	ポイント	該当に○
発明者として特許を受けた発明が1件以上ある	15点	
外国政府から補助金などの資金を受けて研究をしたことが3回以上ある		
学術論文データベースに掲載されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上ある		○
その他、顕著な研究実績がある		

ポイント

(6) 資格

【必須項目】

基準	対象	ポイント	該当に○
仕事に関連する日本の国家資格を持っている	弁護士、公認会計士、税理士、医師などの「業務独占資格」、「名称独占資格」が該当し、保持するだけでなく申請時点において仕事で実際に使っていること	5点	
仕事に関連するIT資格を持っている	IT告示(正式名称:「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件(平成25年法務省告示第437号)」)に規定される資格		
仕事に関連する外国の資格を持っている	出入国在留管理庁による「高度人材ポイント制の加点対象となる外国の資格、表彰等一覧」に規定される資格	10点	

ポイント

(7) 勤務先企業

基準	ポイント	該当に○
イノベーション促進支援措置を受けている (大企業)	10点	
イノベーション促進支援措置を受けている (中小企業)	20点	
国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進 事業の対象企業	10点	
試験研究費等比率が3%以上の中小企業	5点	

ポイント

(8) 語学能力

ア)対象者が日本国籍の場合

基準	ポイント	該当に○
TOEIC 800点以上	15点	

イ)対象者が外国籍の場合

基準	ポイント	該当に○
日本の大学・大学院を卒業	10点	
日本語専攻の外国の大学を卒業	15点	
日本語能力試験N1(1級)合格		
日本語能力試験N2(2級)合格	10点	

ポイント

(※) 必須項目とは、必須で求められる項目であり、当該項目を満たしていない場合は、他のポイントで基準となる得点を越えていても「高度人材」とは見なされませんのでご注意ください。